

令和5年度 さいたま市立土屋中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは単純なものではなく、暴力のように身体的に攻撃を加えるもの以外にも、被害者に罪をなすりつけたり、悪口を言ったり書いたりといった心に対するいじめもある。本校においては、生徒の日常生活における生徒の様子を見ても、悪ふざけの一部として物を隠したり、相手を傷つけたりするような悪口を言う場面が見られることから、いじめになりかねない状況がある。また、自分以外であればどうでもいいというような他人に対する無関心な様子も見られ、それが蔓延すればいじめを助長する土台にもなりかねない。だからこそ、いじめ対策委員会を設置し、本校学校教育にある「ひろい心」の育成に向け学校全体で推しはかり、いじめが起こりにくい環境を作ることと共に「どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる問題」という認識を全教職員が共有することで早期発見に努めること、そして発見の折には全教職員の総意ならびに関係諸機関との連携をもとに解消に努めることが重要である。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる問題であり、学校はその兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。また、どんな状況においてもいじめは決して許されないことであり、解消に向けては全教職員の総意ならびに関係諸機関との連携をもとに解消に努める。

そのためにも、以下の基本スタンスで対応する。

- ①いじめは卑怯なことであり、いじめることは犯罪行為である。簡単に嫌いとか気に入くないと言って、いじめの行為は許されないという指導を行う。また、いじめやいじめが疑われる行為を見かけたら、大人にそのことをしっかりと伝える指導を行う。
- ②学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめにかかる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ③学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的な対応を行う。
- ④いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱えている問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- ⑤学校に教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネ

ットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえいじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされるものとする。

①いじめにかかる行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行う。

(2) 構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・学年主任・教育相談主任

養護教諭・研修主任・さわやか相談員・スクールカウンセラー・学校地域連携コーディネーター・PTA会長・主任児童員・学校運営協議会委員

*必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など上記の構成員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 開催

ア 定例会：各学期に開催

イ 定例いじめ対策部会：生徒指導委員会と兼ねて毎週開催

ウ 臨時いじめ対策部会：必要に応じて開催

(4) 内容

学校いじめ対策委員会は学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実施を含む。）

2 生徒いじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、自分たちでできるいじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、副会長、生徒会役員、各学年委員長3名、専門委員長9名
- (3) 開催
 - ・ 定例会：各学期開催
 - ・ 臨時会：必要に応じて開催
- (4) 内容
 - ・ いじめ撲滅に向けた話し合いを行う。
 - ・ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ・ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付け、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- 「いじめ撲滅強化月間(6月)」の道徳の時間に、「主として他の人とかかわりに関すること」

の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

○実施要綱に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・生徒会による「いじめ撲滅キャンペーン」の展開
- ・朝礼において、校長の講話
- ・人権作文を用いた人権集会
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

○「人間関係プログラム」の授業を通して

「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを1繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

○「直接体験の場や機会を通して」

教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

○「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気学級の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

1学年：1年間を通して実施

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特にいじめは、いじめられていても本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

全学年：6月実施予定

5 メディアリテラシー教育を通して

○「スマホ・タブレット安全教室の実施」

○生徒の情報活用能力を図り、安全に正しくインターネットやスマートフォン・タブレットを使うことができる力を身に付け、いじめの未然防止に努める。

全学年：4月実施

6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して

○赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情を持って子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団作りに努める。

○「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施

3年生： 11月末頃予定

7 保護者との連携を通して

○いじめは絶対に許さないことを、学校と家庭が連携して指導する。

○生徒と十分なコミュニケーションを図り、その些細な変化を見逃さないように努める。

○生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせ、規則正しい生活を送らせるなど心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

・児童生徒のささいな変化に気づくこと

・気づいた情報を共有すること

・情報に基づき、速やかに対処すること

① 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による健康観察の実施

② 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣との机の距離、班での活動に孤立していないか、ペアにならない 等

③ 休み時間：独りぼっちでないか、からかいの様子が見られないか 等

④ 給食：班から机が離れていないか、食欲、極端な盛り付け、当番の押しつけ 等

⑤ 部活動：無断での欠席、ペアにならない、雑用をやらされている 等

⑥ 登下校：独りぼっちでないか、荷物を持たされていないか 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

① アンケートの実施 : 4月・8月・1月

② アンケート結果 : 学年・学校全体で情報を共有する。

③ アンケート結果の活用：結果に応じて生徒と面談をする。

面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有する。

面談した生徒について、記録をとり保存する。

3 「いじめに係る状況調査」の報告

① 簡易アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

② いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

① 年2回教育相談週間を実施する。

② 保護者が相談できるように、体制づくりと共に、案内をする。

・さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

・アンケート結果は、学年・学校全体で情報共有する。

6 地域からの情報収集

- ① 民生委員・児童委員・主任児童委員・・・連絡会議を通して、学校側、民生委員・主任児童委員双方で情報を共有し「未然防止」と「いじめ根絶」に向けた連携を図る。
- ② 学校評議員・・・特に校外での生徒の生活に目を向け、早期発見のポイントに基づき情報の提供を行う。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長：情報を集約して、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集して、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭：情報の集約や組織的に対応できるように校長を補佐する。
- 教務主任：組織的に対応できるように情報を集約したり、担当する職員と共に協働的に対応にあたる。
- 担任：事実の確認のために、情報収集する。
いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当：事実の確認のために、広く多くの生徒から情報収集する。
- 学年主任：担当する学年の生徒の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告、連絡をする。
- 生徒指導主任：生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
生徒の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任：生徒・保護者が相談できるような相談体制を整備する。
生徒・保護者の相談内容に応じて対応できるように連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーター：問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭：衛生管理の視点から、事実の確認のために、情報収集する。
生徒の相談内容に応じて、連携して対応できるように連絡・調整を図る。
- 部活動の顧問：事実の確認のために、情報収集する。

いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

- さわやか相談員：生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー・(SSW)：専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリングを行う。
- 保護者：家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは直ちに学校と連携する。
- 地域：登下校の際など、いじめや、いじめと疑われる行為を発見した場合は、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止のための基本的な方針」（平成30年3月改訂 文部科学大臣決定）、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対処の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。その上で、具体的に次の対処を徹底して行う。

ア) 学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。）は、直ちに教育委員会に一報する。

イ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う

○ 重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議

- ① 学校いじめ基本方針の周知徹底：年度始めには全教職員による「土屋中学校いじめ防止基本方針」について確認する。
- ② 学年会では注意したい生徒に情報共有を図り、職員会議の場では定期的に情報交換を行う。

2 校内研修

- ① 「基礎基本の定着を図る授業を進める」
 - ・土屋中スタンダードの推進
 - ・各教科共に言語活動を通して、一人ひとりを生かす指導の実践
- ② 生徒指導・教育相談に係る研修
 - ・自己理解を深めさせて、人格の成長への援助を図るための指導
 - ・他者理解を深めさせて、人権を尊重する態度を養うための指導
- ③ 情報モラル研修
 - ・情報モラルの必要性や情報に対する責任について考えさせる指導

校内研修については、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図るため複数回実施する。

X PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
○検証を行う期間：各学期(7月、11月、2月)
- 2 いじめの問題に関する校内研修開催の時期（予定）
 - ① 「いじめ簡易アンケート」の実施時期：6月、11月、2月実施予定
 - ② いじめ対策委員会の開催時期：6月、11月、2月開催予定
 - ③ 校内研修会等の開催時期：6月、11月、2月開催予定